



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

**お小遣いが稼げる?  
怪しいサイトに注意**

SNSでお小遣いが稼げるというサイトを知り、会員登録をしたら「50万円譲る」というメールが男性から来た。「お金を受け取るには直接連絡先を交換しなければならない。正会員になつてほしい」と言うので、5千円を支払った。さらに「文字化けを解除する必要がある」とメールが届き、2万円を支払ったが、なかなか相手と連絡先の交換ができないうえに、追加で5万円請求された。

(当事者..高校生女性)

**【事例1】  
マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意**

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

（国民生活センター子どもサポート情報より抜粋）

**【事例2】  
マイナンバー制度の導入に伴い個人情報を調査中であると言つて女性が来訪し、資産や保険の契約状況等を聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。**

(当事者..60歳代女性)

### ひとこと助言

#### 【事例2】

知らない人から簡単な条件で大金が貰えるということはありません。「お金を譲る」「話を聞くだけお金をする」といった相手とは絶対にメールのやりとりをしてはいけません。

メールの相手はサイトが雇つた「サクラ」である可能性があり、お金をもらうはずが、逆に何かと理由をつけてお金を請求されることになります。

後でだまされたと分かつてもお金は戻つて来ません。

### ひとこと助言

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかも知れない」等と言われ、不審に思つた。

(当事者..70歳代男性)

美浦村では年間100件以上の消費生活相談があります。消費者トラブルに巻き込まれてしまつてもあきらめないで相談してください。早めの相談や情報提供が将来の被害の防止につながり、決して無駄にはなりません。悪質な手口はますます増え、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。ご家族やお友達と話し合う機会を持つことも大切です。消費生活センターを気軽に利用しましょう。

### ご利用ください 消費生活センター



**司法書士による  
無料法律相談**

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。

◆開催日時 平成28年1月8日(金)午前9時30分～11時

◆相談場所・受付 美浦村消費生活センター

30分

## 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）

◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

